

福岡県公報

平成29年10月3日
第3931号

目次

告示 (第625号 - 第627号)

- 卸売市場の開設の許可 (水産振興課) 1
○卸売市場における卸売業務の許可 (水産振興課) 1
○道路の供用の開始 (道路維持課) 1

公告

- 平成29年度福岡県准看護師試験の実施について (医療指導課) 2
○建設業の許可の取消し (建築指導課) 3
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (福祉総務課) 3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4

公安委員会

- 技能検定員審査の実施について (県警本部運転免許試験課) 5

雑報

- 審議会 の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (医療保険課) 6

告示

福岡県告示第625号

卸売市場法 (昭和46年法律第35号) 第55条の規定に基づき、次のように卸売市場の開設の許可をしたので、福岡県卸売市場条例 (昭和46年福岡県条例第46号) 第46条第1号の規定により告示する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	開設年月日
久留米市地方卸売市場水産物部	久留米市諏訪野町2623番地1	水産物部	久留米市久留米市長 橋原 利則	平成29年10月1日

福岡県告示第626号

卸売市場法 (昭和46年法律第35号) 第58条第1項の規定に基づき、次のように卸売業務の許可をしたので、福岡県卸売市場条例 (昭和46年福岡県条例第46号) 第46条第1号の規定により告示する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務開設年月日
久留米市地方卸売市場水産物部	久留米市諏訪野町2623番地1	水産物部	福岡県魚市場株式会社 代表取締役 永井 龍太郎	平成29年10月1日

福岡県告示第627号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	新吉富 豊前線	豊前市大字市丸12番1先から 豊前市大字市丸24番1先まで

公 告

公告

平成29年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成30年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成30年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成30年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成30年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成30年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識

及び技能を有すると認めたもの

- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

平成30年2月16日（金曜日）午後1時30分から午後4時00分までとする。

なお、試験の説明を午後1時00分から行う。

(3) 会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号

福岡大学 七隈キャンパス

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所地を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室（以下「医師・看護職員確保対策室」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医師・看護職員確保対策室で交付する。郵便によって受験

願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成30年1月4日（木曜日）から同月12日（金曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、平成30年1月12日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成30年3月14日（水曜日）午前10時00分に福岡県保健医療介護部医療指導課前廊下に受験番号を掲示するほか、福岡県ホームページに掲載して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医師・看護職員確保対策室に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成29年9月20日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社金子組	古賀市久保1341-45	金子 順子	平成27年7月7日 福岡県知事許可（般・特-27） 第54731号

3 処分の内容

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び水道施設工事に係る特定建設業並びに管工事に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社金子組の取締役は、傷害罪により福岡簡易裁判所において罰金30万円に処せられ、その刑が確定している。

このことは、同法第8条第8号及び第11号に定める欠格要件に該当し、同法第29条第1項2号に定める取消事由に該当する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年福岡県条例第11号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を

実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年9月29日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字野田1100番5、1100番6及び1108番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市新久保二丁目17番20号

小野 逸子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市昇町七丁目74番、75番1、75番2、76番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市杉塚三丁目3番10号

筑紫農業協同組合

代表理事 白水 清博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市平井三丁目958番1及び958番12から958番24まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市田熊五丁目19番21号

元満 廣孝

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ゆめマート新宮
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- 意見なし

公安委員会

福岡県公安委員会告示第269号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

平成29年10月3日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
- 技能検定員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
- 法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
- ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引^{けん}第二種免許を除く。
- 3 審査の方法
- 規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成29年11月6日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知 識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
平成29年11月7日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			

平成29年11月13日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技 能	福岡市城南区田島六丁目12番26号 福岡県自動車学校	普通 大型二輪 普通二輪 普通第二種
平成29年11月14日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市小倉北区西港町15番地の5 西港自動車学校	大型 中型 準中型 大型特殊 牽引 ^{けん} 大型第二種 中型第二種

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,100円
普通免許	19,650円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引 ^{けん} 免許	14,500円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,700円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成29年10月25日（水曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成29年10月25日（水曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

雑報

福岡県国民健康保険運営協議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）

第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成29年10月3日

福岡県国民健康保険運営協議会会長 柴田 洋三郎

1 意見募集の対象

- (1) 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）
- (2) 国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）

2 答申案の概要

- (1) 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）

基本的事項

- 1 策定の目的
- 2 策定の根拠
- 3 対象期間及び検証・見直し
- 4 P D C Aサイクルの実施

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し
- 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方
- 3 赤字解消・削減の取組、目標年次等
- 4 財政安定化基金の運用

第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

- 1 現状
- 2 地域の実情に応じた保険料率の均一化
- 3 標準的な保険料算定方式
- 4 標準的な収納率の設定

第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- 1 現状
- 2 収納対策（収納対策の強化に資する取組）
- 3 収納率目標

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

- 1 現状
- 2 県による保険給付の点検、事後調整

- 3 療養費の支給の適正化
- 4 レセプト点検の充実強化
- 5 第三者求償事務や過誤調整等の取組強化
- 6 高額療養費の多数回該当の取扱い
- 第5章 医療費の適正化の取組に関する事項
 - 1 現状
 - 2 医療費の適正化に向けた取組
 - 3 医療費適正化計画との関係
- 第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
 - 1 現状
 - 2 事務の標準化等の方針及び実施時期について
- 第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
 - 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携
- 第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項
 - 1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他
- (2) 国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）
 - 1 国民健康保険事業費納付金制度の概要
 - 2 納付金算定の基本的な考え方
 - 3 納付金の算定方法
 - (1) 医療費水準の反映
 - (2) 算定方式
 - (3) 応益分における均等割：平等割と応能分における所得割：資産割の比率
 - (4) 応益分と応能分の比率
 - (5) 納付金算定に当たっての賦課限度額
 - (6) 激変緩和措置
 - (7) その他納付金の算定に当たり必要な事項
 - 4 不断の検証等
- 3 答申案の閲覧場所等

- (1) 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
- (2) 県民情報センター・県民情報コーナー
 - ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階）
 - ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）
 - ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
 - ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
 - ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）
- ※ 閲覧期間は、平成29年10月3日（火）から平成29年10月16日（月）までです。
- ※ (2)については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- 4 意見書の提出期間

平成29年10月3日（火）から平成29年10月16日（月）
- 5 意見書の提出方法

別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出
- 6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部医療保険課（スタッフ）

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3303

（電子メール）kkaikaku@pref.fukuoka.lg.jp

（問合せ先）092-643-3308

(意見書様式)

意見書

住所（法人等の場合は所在地）	
氏名（法人等の場合は名称）	
連絡先	
勤務先または通学先の所在地 （県外にお住まいの方のみ）	

意見を提出する 答申案 （○を記入）	福岡県国民健康保険運営方針（答申案）
	国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）
該当頁数	草番号
	節番号

該当項目 【該当内容（(案)文をそのまま記載）】

【意見の内容】

意

見

【意見の理由】

備考

※記入上の注意

- 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。
- 2 意見は、できるだけ簡潔（400字程度以内）にまとめ、【意見の内容】欄に意見を記載するとともに、その理由を【意見の理由】欄に記載してください。意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 3 意見は、日本語で記載してください。
- 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・事務所等、学校の所在地及び名称欄を該当欄に記載してください。